

日本ローマ法研究会第5回大会を終えて  
—報告者・聴講者としての所感—

松本和洋

2022年3月14日・15日に開催された日本ローマ法研究会第5回大会は、12本の報告に加え、参加者も30名近くに上る盛況ぶりであった。わたくし松本（以下筆者）は古代ローマ法（ここではいわゆる「共和政期」「古典期」「古典期後」を含む）自体を専門とするわけではなく、そのために全ての報告内容やその意義を十全に理解したとは言い難いとの反省がある。それでもなお、こうして一種の所感を述べようとするのは、ローマ法なる対象に注意を向ける必要のある時代・文献を対象とする研究者の末席にある者として、雑駁ながらも広く西洋法史学（本稿では「西洋法制史」の語と同義に扱う）からの感触を示したいと考えた故である。なお、以下で個別の報告に言及する際は、「第3部松本報告」のように、ご芳名の一部や敬称を省略させていただくことにつき、あらかじめ報告者及び読者のご海容をお願いしたい。

本大会で行われた研究報告の内容は、すでに開催プログラムや報告要旨にて紹介された通りであり、ここでそれを繰り返すことはしない。さて、筆者自身が行った拙劣な報告を傍に置くとしても、特に強く印象付けられた第一の点は、ローマ法学の持つ懐の広さである。以下ではこの点について述べていきたい。

まず、第1部菅尾報告、第2部佐々木報告、第4部森報告及び林報告、第5部五十君報告及び石川報告では、コルプス・ユーリスの法文それ自体を細密に検討することで、その中から敷衍され

得る法解釈や事例分析の内容が提示され、報告後に展開された議論も充実していたものとする。上述の通りローマ法自体を専門としない筆者には、その議論を自身の内で十分に咀嚼できていないことを自覚しつつ、法文解釈の多様さとそれを包含して育まれてきた西洋法史の足跡を再生する、学問的な取り組みの一端を見る思いであった。

次に、中世以降では一種の制定法≒法律のように扱われるコルプス・ユーリスの法文について、第1部西村報告及び上掲の第5部五十君報告からは、法文そのものの内容理解に今なお綿密な分析や更なる理解の可能性を検討する余地が多いに残っていることに加え、改めてコルプス・ユーリスを扱う際の注意の必要を学んだ。またコルプス・ユーリスに格納された格好になる法学者間の学説継受を指摘した第4部林報告は、教員としてローマ法に言及することもある筆者にとり、上掲西村報告及び五十君報告と合わせ、コルプス・ユーリスが内部に含んでいる多層性について、改めて教示を受ける思いであった。

この段落では少し話題を変え、本大会でも法史学研究に高い志を持った院生報告者の存在があったことに触れておきたい。第2部渡辺報告及び第3部勝又報告、そして第4部森報告は、いずれも興味深い報告テーマ・内容を展開していた。渡辺報告は研究の蓄積が十分に周知されていない面も残すビザンツ帝国を対象として、コルプス・ユーリスが西ヨーロッパ大陸で重視される以前の、前段とも言える時代に対する意欲的な取り組みであったと筆者には思われた。勝又報告は中世の西ヨーロッパ大陸における法の認識・またローマ法（及びカノン法）の影響につき、ローマ・

カノン法とその他の法（この表現の是非はともかく）との関係性を「註釈」から再検討するものであり、ザクセン法に関わる複数の法学者とその著作を追跡することでその陰影を描き出そうとする姿勢は、同種の問題関心を持つ筆者にとっても学びの多いものであった。森報告はローマ法文を主軸として、当時の実務と法との関わりを探る積極的な試みであり、またこれは先に挙げたローマ法とその法文の理解の多様さとともに、ローマ法学が極めて広い地域をも扱う規範としての地位を築き上げたことを強く印象付けるものであった。加えて、質疑において誠実に応答し、指摘を反映しようとする各報告者の真摯な姿勢に、一参加者として感銘を受けた次第である。

すでに述べた第一の点とは別に、本研究大会を通じて筆者にとり強く印象付けられた第二の点は、「ローマ法」という言葉の射程と認識に関する、ある種の「難しさ」であった。というのも、筆者の報告で取り上げた法書『ブラクトン』及び関連する先行研究が認識する「ローマ法」とは、何よりもまずコルプス・ユーリスの法文を指すものであって、また影響を与えるところの法文を一度でも特定もしくは強く推定できれば、「ローマ法の影響があったorなかった」という議論へ移行するという傾向が度々認められたためである。コルプス・ユーリスの法文であることだけで、「ローマ法」というカテゴリーが成立していた、とも表現し得る。第6部FD分科会の佐々木報告及び粟辻報告は、この意味でローマ法という対象を認識する手法について再度の検討を促すものであり、また「何がローマ法か」「ローマ法とは何をどう認識することなのか」という問題について、中世ローマ法に関心を持つ筆者が

(自らの浅学非才が原因とはいえ)、コルプス・ユーリスの存在をもって理解・満足していた向きを改めて痛感するところであった。

筆者が研究者を志した折、法史学研究者の置かれた状況の厳しさを指導教官から説かれたことを、常日頃思い起こす。また幸運に法史学担当教員として法学部の末席にある現在でも、その言葉を意識する機会は驚くほどに多い。あくまで私見であるが、その理由の一つはコルプス・ユーリスや近代的法典の編纂による法の「可視化」によって、法解釈学が「歴史」をある時点から捨象しても成立しうる、もしくはそう錯覚できてしまう状況にあるためと考える。もちろん十二表法と関連する逸話が代表する通り、成文法の存在が法の解釈と適用に重要な役割を果たしたのはローマ法学でも変わらないだろう。しかしその一方で、成文法の存在を重視する姿勢は、ともすればこれをただ機械的に運用する、もしくは「今、目の前の問題」という狭い範囲での利用にのみ陥る危険も残す。この危険はむしろ近年、とみに「昔と今とは違う」という強弁の横行に反映されているとも思える。その中で実施された本大会と各報告は、現在の法の解釈と適用が歴史の長い道の上であり、かつその歴史から超克・超越したものでないことを示す点でも、意義深いものであったと考える。

末尾ながら、本報告の開催に尽力した事務局の佐々木健先生、ならびに昨今の困難な状況の中で多種多様な教えをご用意いただいた報告者に、深く感謝を申し上げます。